

施策評価シート(平成21年度の振り返り、総括)

作成日 平成 22 年 7 月 16 日

施策No.	37	施策名	地域の財産を守る文化財保護の推進
主管課名	教育課	主管課長名	青木 寿
関係課名	地域整備課(都市計画G) ※開発協議業務において		

施策の目的 【対象】	①町民 ②指定文化財 ※有形文化財、無形文化財、天然記念物を総称している。 ③文化財 ※②以外の文化財	対象指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度見込み	23年度見込み
		①人口	人	24,250	23,809	23,305	22,924	22,591	
		②指定文化財	件	92	93	95	96		
		③文化財	件	計測不能					

施策の目的 【意図】	①文化財の保護意識を高める。 ②伝統文化を継承してもらう。 ③保護して後世へ継承する。 ④文化財として認識し、保護する。	成果指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度目標	23年度目標
		①町の文化財を知っている町民の割合	%			50.0	55.8		
		②地域の伝統行事に参加している町民の割合	%			32.7	34.2		
		③保護継承されている指定文化財の件数	件	92	93	95	96		
成果指標の把握方法と算定式等	①②町民アンケート ※①-2の参加については、見るだけでも参加したこととする旨アンケートに記載(次回調査から) ③④実数をカウント								

成果指標設定の考え方	①知っているということは保護の意識につながると考える。 ②参加している(見る、又は実施する)ということは、文化を継承する意識が醸成されている状態であると考ええる。 ③保護件数が減少しなければよいと考える。
------------	--

施策成果向上にむけた住民と行政との役割分担	<p>1)住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <p>①文化財を知り、その重要性を認識してもらうとともに、保護啓発に努める。 ②地域の伝統行事に参加(見る、協力する)し、継承する。 ③保護行政の理解・協力を努める。</p> <p>2)行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p><町> ①認識・保護してもらうための周知・・・パンフ作成、案内板設置、HP ②建物・史跡・美術工芸・天然記念物等(有形)・・・保護管理(文化財所有者への助成を含む) ③人的(無形)・・・継承推進、後継者育成 ④啓発普及活動として、講演会、講座の開催・後援 ⑤指定文化財別保存管理計画の策定(名胡桃城址保存整備委員会の設立)</p> <p><県・国> 文化財保護に係る全般的な指導及び助成。</p>
-----------------------	---

21年度の 評価結果	1. 施策の成果水準とその背景・要因 1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？） 町の文化財を知っている町民の割合は平成20年度50%からH21年度55.8%と微増している。その要因は、NHK大河ドラマ及び町主催の歴史講演会、広報みなかみへの歴史記事連載等の外的、内的なものと考えられる。また名胡桃城址はのぼり旗、案内看板の新設（月夜野地区まちづくり協議会）したこともあり、見学者がやや増加していると思われる。伝統行事については継承者数、経験者数は横ばいだが、氏子等を世襲したり地元住民だけで伝統行事を継承してきたことが原因の一つと思われる。現在では外部からの協力者が必要となっている。 2) 他団体との比較（近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？） 近隣自治体と比較して、指定文化財の数は多い（沼田市、中之条町と同等数） ●【みなかみ町】国:8 県:22 町:66 計96 ○【沼田市】国:5 県:14 市:74 計93 ○【中之条町】国:10 県:17 町:71 計98 ○【昭和村】国:0 県:2 村:20 計22 3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか 同程度なのか、低いのか）、その他の特徴は？ 文化財の維持修繕、獅子舞等無形文化財の伝承など、文化財を守りたい、継承したいとの声は多い。
	2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括 1) 新治小学校や沼田市多那中学校において古馬牧人形浄瑠璃の伝統芸能教室を開催した。また、みなかみ歌舞伎保存会が東京浅草寺境内において公演を行った。これられの活動が文化財の保護継承活動につながっている。 2) 修繕要望のあった猿ヶ京関所跡、羽場日枝神社の獅子舞衣装の更新に対して補助金を交付した。これらにより文化財が保護され継承されている。
	3. 施策の課題認識と改革改善の方向 1) 矢瀬遺跡と同等レベルと思われる水上石器時代住居跡の発掘調査と整備が文化庁から求められている。 2) 文化財の保存整備は、観光的観点と学術的観点の両面から行う場合が多いが、町民の要望は観光的観点からの整備要望が強い。（名胡桃城址整備等、橋や手すりを設置することが要望されるが、文化財保護の立場からは元の姿を変えられない） 3) 知ってもらうこと、見てもらうことが周知につながる。 4) 指定文化財ごとに保存管理計画の策定が必要になったために県指定史跡・名胡桃城址保存整備委員会を設立する。これにより国県の保存計画に乗ることができる。